

2009年1月22日

日 本 銀 行

「適格担保取扱基本要領」の一部改正等について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、金融調節の一層の円滑化を図る観点から、不動産投資法人債、短期不動産投資法人債、不動産投資法人が振出す手形、不動産投資法人コマーシャル・ペーパーおよび不動産投資法人に対する証書貸付債権を適格担保とし、また、短期不動産投資法人債および不動産投資法人コマーシャル・ペーパーをコマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入の対象とするため、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「適格担保取扱基本要領」（平成12年10月13日決定）を別紙1のとおり一部改正すること。
2. 「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入基本要領」（平成10年12月15日決定）を別紙2のとおり一部改正すること。
3. 「企業金融支援特別オペレーション基本要領」（平成20年12月19日決定）を別紙3のとおり一部改正すること。
4. 「コマーシャル・ペーパー等買入基本要領」（平成21年1月22日決定）を別紙4のとおり一部改正すること。

以 上

< 本件照会先 >

企 画 局 坂 本 (03-3277-2800)

鈴 木 (03-3277-3059)

金 融 市 場 局 千 田 (03-3277-1244)

福 田 (03-3277-1272)

「適格担保取扱基本要領」中一部改正

2. (3) を横線のとおり改める。

(3) 適格担保の取扱いにおける市場情報の有効利用

適格担保の取扱いにおいては、市場機能を活用する観点から、適格性判断における格付機関格付の利用、担保価格算定における時価情報の利用、民間企業債務（社債、短期社債、保証付短期外債、企業が振出す手形、コマーシャル・ペーパー（資産担保コマーシャル・ペーパーおよび不動産投資法人コマーシャル・ペーパーを除く。）および企業に対する証書貸付債権をいう。以下同じ。）ならびに資産担保債券、資産担保短期債券および資産担保コマーシャル・ペーパーならびに不動産投資法人債、短期不動産投資法人債、不動産投資法人が振出す手形、不動産投資法人コマーシャル・ペーパーおよび不動産投資法人に対する証書貸付債権の信用度判断における公開情報の利用等、市場情報の有効利用を図ることとする。

別表 1 を横線のとおり改める。

別表 1

担保の種類および担保価格

1 .	}	略 (不変)	
5 .			
9 .			
<u>10 . 不動産投資法人債</u>			
<u>(1) 残存期間 1 年以内のもの</u>			<u>時価の 9 7 %</u>
<u>(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの</u>			<u>時価の 9 6 %</u>
<u>(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの</u>			<u>時価の 9 5 %</u>
<u>(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの</u>			<u>時価の 8 9 %</u>
<u>(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの</u>			<u>時価の 8 3 %</u>
<u>(6) 残存期間 30 年超のもの</u>			<u>時価の 8 0 %</u>
<u>11 . 短期不動産投資法人債</u>			<u>元本額の 9 6 %</u>
10 <u>12 .</u>	}	略 (不変)	
12 <u>14 .</u>			
<u>15 . 不動産投資法人が振出す手形</u>			<u>手形金額の 9 6 %</u>
13 <u>16 .</u>	}	略 (不変)	
14 <u>17 .</u>			
<u>18 . 不動産投資法人に対する証書貸付債権</u>			
<u>(1) 残存期間 1 年以内のもの</u>			<u>残存元本額の 9 6 %</u>
<u>(2) 残存期間 1 年超 3 年以内のもの</u>			<u>残存元本額の 9 0 %</u>
<u>(3) 残存期間 3 年超 5 年以内のもの</u>			<u>残存元本額の 8 0 %</u>
<u>(4) 残存期間 5 年超 7 年以内のもの</u>			<u>残存元本額の 7 5 %</u>
<u>(5) 残存期間 7 年超 10 年以内のもの</u>			<u>残存元本額の 6 5 %</u>
<u>(満期が応当月内に到来するものを含む。)</u>			
15 <u>19 .</u>	}	略 (不変)	
17 <u>21 .</u>			

(特則)

1. から4-1-1.3. までに掲げるもののうち、パス・スルー債等、元本の分割償還が行われることがある債券

(1) }
(2) } 略(不変)

別表2を横線のとおり改める。

別表2

担保の種類ごとの適格基準

担保の種類	適格基準
国債(変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債ならびに物価連動国債を含み、割引短期国債を除く) 社債	略(不変)
短期社債 企業が振出す手形 コマーシャル・ペーパー(資産担保コマーシャル・ペーパーおよび不動産投資法人コマーシャル・ペーパーを除く)	略(不変)
保証付短期外債 資産担保短期債券 資産担保コマーシャル・ペーパー	略(不変)

<p>不動産投資法人債</p>	<p>(1) および (2) を満たしていること。</p> <p>(1) 投資法人 (投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 12 項に規定する投資法人をいう。以下同じ。) が発行するものであって、適格格付機関から A A 格相当以上の格付を取得していること等、発行投資法人の信用力その他の事情 (連帯保証をしている企業がある場合には、当該企業が適格格付機関から A 格相当以上の格付を取得していること等、その信用力を含む。投資法人が債務者である債務の適格基準において以下同じ。) を勘案して、本行が適格と認める公募投資法人債であること。</p> <p>(2) 発行投資法人の主たる運用対象が、不動産、不動産の賃借権および地上権ならびにこれらを裏付資産とする資産担保証券、その他本行がこれらに類する不動産関連資産と認める資産であること。</p>
<p>短期不動産投資法人債</p> <p>不動産投資法人が振出す手形</p> <p>不動産投資法人コマース・ペーパー</p>	<p>(1) から (3) までをいずれも満たしていること。</p> <p>(1) 投資法人が発行するものであって、発行投資法人の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。</p> <p>(2) 発行投資法人の主たる運用対象が、不動産、不動産の賃借権および地上権ならびにこれらを裏付資産とする資産担保証券、その他本行がこれらに類する不動産関連資産と認める資産であること。</p> <p>(3) 発行日から償還期日までの期間が 1 年以内のものであること。</p>
<p>外国政府債券</p> <p>国際金融機関債券</p> <p>企業に対する証券貸付債権</p>	<p>略 (不変)</p>

<p>不動産投資法人に対する証券貸付債権</p>	<p>(1) から (3) までをいずれも満たしていること。</p> <p>(1) 投資法人が債務者であって、債務者が適格格付機関から AA 格相当以上の格付を取得していること等、債務者たる投資法人の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。</p> <p>(2) 債務者たる投資法人の主たる運用対象が、不動産、不動産の賃借権および地上権ならびにこれらを裏付資産とする資産担保証券、その他本行がこれらに類する不動産関連資産と認める資産であること。</p> <p>(3) 残存期間が 10 年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。</p>
<p>交付税及び譲与税配付金特別会計に対する証券貸付債権</p> <p>預金保険機構に対する政府保証付証券貸付債権</p> <p>銀行等保有株式取得機構に対する政府保証付証券貸付債権</p>	<p>略（不変）</p>

(附則)この一部改正は、平成 21 年 2 月末までの総裁が別に定める日から実施する。

「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入基本要領」中一部改正

4 . を横線のとおり改める。

4 . 買入対象

「適格担保取扱基本要領〔平成 12 年 10 月 13 日付政委第 138 号別紙 1 .〕
の定めるところにより担保として適格と認めるコマーシャル・ペーパー、
短期社債、保証付短期外債および、資産担保短期債券および短期不動産投
資法人債（本要領において「コマーシャル・ペーパー等」と総称する。）
とする。

（附則）この一部改正は、「適格担保取扱基本要領」の一部改正等に関する
件」（平成 21 年 1 月 22 日付政委第 7 号）別紙 1 . の「適格担保取扱基
本要領」中の一部改正を実施する日から実施する。

「企業金融支援特別オペレーション基本要領」中一部改正

8 . (2) を横線のとおり改める。

(2) 貸付先ごとの貸付限度額は、各貸付先が共通担保として差入れている社債、短期社債、保証付短期外債、企業が振出す手形、コマーシャル・ペーパー（資産担保コマーシャル・ペーパーおよび不動産投資法人コマーシャル・ペーパーを除く。）および企業に対する証書貸付債権の担保価額相当額の合計額とする。ただし、貸付実行時点における当該貸付先が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

(附則) この一部改正は、「「適格担保取扱基本要領」の一部改正等に関する件」（平成 21 年 1 月 22 日付政委第 7 号）別紙 1 . の「適格担保取扱基本要領」中の一部改正を実施する日から実施する。

「コマーシャル・ペーパー等買入基本要領」中一部改正

4 . を横線のとおり改める。

4 . 買入対象

以下の要件を満たすコマーシャル・ペーパー（資産担保コマーシャル・ペーパーおよび不動産投資法人コマーシャル・ペーパーを除く。以下同じ。）、短期社債、保証付短期外債、資産担保コマーシャル・ペーパーおよび資産担保短期債券（本要領において「コマーシャル・ペーパー等」と総称する。）のうち、買入対象とすることが適当でないと思えられる特段の事情がないものとする。

(1) }
 } 略（不変）
(3) }

（附則）この一部改正は、「適格担保取扱基本要領」の一部改正等に関する件」（平成 21 年 1 月 22 日付政委第 7 号）別紙 1 . の「適格担保取扱基本要領」中の一部改正を実施する日から実施する。